

II. 參考資料

(資料 1)

平成 31 年 3 月 13 日
文 部 科 学 大 臣 決 定
一部改正 令和 2 年 12 月 25 日
一部改正 令和 4 年 3 月 15 日
一部改正 令和 6 年 2 月 9 日

革新的研究開発推進基金補助金交付要綱

(通則)

第 1 条 国立研究開発法人科学技術振興機構法（平成 14 年法律第 158 号）第 25 条第 2 項の規定に基づく補助金（以下「補助金」という。）の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「施行令」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第 2 条 この補助金は、国立研究開発法人科学技術振興機構（以下「機構」という。）に、総合科学技術・イノベーション会議が決定する目標の下、我が国発の破壊的イノベーションの創出を目指し、従来技術の延長にない、より大胆な発想に基づく挑戦的な研究開発（以下「研究開発事業」という。）及びこれに附帯する業務を実施するための基金（以下「基金」という。）を造成し、当該基金を活用することを目的とする。

(交付の対象)

第 3 条 この補助金は、機構が基金の造成を行う事業（以下「事業」という。）に必要な経費を補助の対象とする。

(交付額の算定方法)

第 4 条 この補助金の交付額は、次の表の第 1 欄に定める基準額と第 2 欄に定める対象経費の支出予定額とを比較して少ない方の額とする。

ただし、算出された交付額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

1 基準額	2 対象経費
当該年度予算額	機構の基金の造成に要する経費

(交付の条件)

第5条 この補助金の交付の決定には、次の条件が附されるものとする。

一 機構は、事業に係る運営及び管理に関する次の事項を公表しなければならない。

イ 基金の名称

ロ 基金の額

ハ 上記ロのうち国費相当額

ニ 研究開発事業の概要

ホ 研究開発事業の目標

ヘ 研究開発事業の採択に当たっての申請方法、申請期限、審査基準、審査体制

二 事業内容の変更をする場合には、文部科学大臣（以下「大臣」という。）の承認を受けなければならない。

三 事業を中止し、又は廃止する場合には、大臣の承認を受けなければならない。

四 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに大臣に報告し、その指示を受けなければならない。

五 基金により行う業務（以下「業務」という。）で不正な使用が明らかになった場合（不正な使用が行われた疑いのある場合も含む。）には、速やかに調査を実施し、その結果を大臣に報告するものとする。

六 事業により造成される基金は、国からの補助金を財源としているものであることに鑑み、その活用にあたっては、次に掲げる事項に対応しなければならない。

イ 基金は、善良な管理者の注意をもって管理し、基金の目的に反して、基金を取り崩し、処分し、又は担保に供してはならない。

ロ 基金の運用によって生じた利子その他の収入金は、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号。以下「科技イノベ活性化法」という。）第27条の2第2項に基づき、基金に充てるものとする。

ハ 基金の廃止後においても、機構が基金により研究開発事業に係る経費を配分した機関からの返還が生じた場合及び附帯する業務に係る経費に返還が生じた場合には、これを国庫に納付しなければならない。

ニ 業務の経理について、当該業務以外の経理と明確に区分し、その収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を基金廃止後5年間保管しなければならない。

ホ 機構は、科技イノベ活性化法第27条の3第1項の規定に基づき、毎事業年度、次の事項を記載した当該業務に関する報告書を作成し、当該事業年度の終了後6か月以内に大臣に提出しなければならない。

（1）基金の額（年度末残高及び国費相当額）

（2）業務に係る収入・支出及びその内訳（今後の見込みを含む）

（3）研究開発事業の実施決定件数・実施決定額

（4）保有割合

（5）保有割合の算定根拠

（6）研究開発事業の目標に対する達成度

ヘ 取崩し見込みがないなど基金の余剰額が明らかに見込まれる場合には、大臣は、基

金の廃止前であっても当該余剰額を国庫に納付させることができる。

ト 基金を廃止する場合には、廃止するときに保有する基金の残余额を大臣に報告し、その指示を受けて国庫に納付しなければならない。

(交付申請手続)

第6条 機構は、補助金の交付を受けようとするときは、別紙様式1による交付申請書を大臣に提出しなければならない。

(変更申請手続)

第7条 機構は、補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して交付申請額の変更を行う場合には、速やかに別紙様式2による変更交付申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(交付決定の通知)

第8条 大臣は、前2条の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を審査の上、交付決定を行い、別紙様式3による交付決定通知書を速やかに機構に送付するものとする。

2 前2条の規定による申請書が到着してから交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

(申請の取下げ)

第9条 機構は、前条の通知を受けた場合において、補助金の交付の決定の内容又はこれに附された条件に不服があるときは、申請の取下げをすることができる。

2 前項の取下げをしようとするときは、大臣が別に定める期日までにその旨を記載した文書を提出しなければならない。

(調査及び報告等)

第10条 大臣は、事業の適正な執行を図る必要があると認めるときには、機構に対して調査及び報告を求めることができる。

(実績報告)

第11条 機構は、事業の完了又は事業の中止若しくは廃止の承認を受けた場合には、当該事業が完了した日若しくは承認通知を受理した日から1か月を経過した日又は補助金の交付の決定をした会計年度の翌会計年度の4月10日のいずれか早い日までに別紙様式4による実績報告書を大臣に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第12条 大臣は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて調査を行い、その報告に係る事業の内容が交付決定の内容に適合すると認めたときは、

交付すべき補助金の額を確定し、機構に通知する。

- 2 大臣は、機構に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消等)

- 第 13 条 大臣は、事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる場合には、第 8 条の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。
- 一 機構が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく大臣の処分又は指示に違反した場合
 - 二 機構が、補助金を第 2 条の目的以外の用途に使用した場合
 - 三 機構が、事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
 - 四 交付決定後生じた事情の変更等により、事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 大臣は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
 - 3 大臣は、第 1 項第 1 号から第 3 号までの理由により前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
 - 4 第 2 項に基づく補助金の返還については、前条第 3 項の規定を準用する。

(補助金の経理)

- 第 14 条 機構は、事業の経理について、事業以外の経理と明確に区分し、その収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を基金廃止後 5 年間保管しなければならない。

(電磁的方法による提出)

- 第 15 条 機構は、適正化法、施行令又は本要綱の規定に基づく申請、届出、報告その他文部科学省に提出するものについては、電磁的方法(適正化法第 26 条の 3 第 1 項の規定に基づき大臣が定めるものをいう。)により行うことができる。

(電磁的方法による通知等)

- 第 16 条 大臣は、適正化法、施行令又は本要綱に規定する通知、承認、指示又は命令(以下「通知等」という。)について、機構が書面による通知等を受けることを予め求めた場合を除き、電磁的方法により通知等することができる。この場合、大臣は機構に到達確認を行うものとする。

(その他)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の取扱いに関し必要な事項は、その都度、大臣が定めるものとする。

附 則

この要綱は平成 31 年 3 月 13 日から施行する。

附 則

この要綱は令和 2 年 12 月 25 日から施行する。

附 則

この要綱は令和 4 年 3 月 15 日から施行する。

附 則

この要綱は令和 6 年 2 月 9 日から施行する。

(資料2)

○国立研究開発法人科学技術振興機構革新的研究開発推進基金設置規程

(平成31年3月26日平成31年規程第4号)

(目的)

第1条 この規程は、革新的研究開発推進基金(以下「基金」という。)の設置及び運用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(基金の設置)

第2条 平成30年度一般会計補正予算(第2号)により交付される補助金により、総合科学技術・イノベーション会議が決定する目標の下、我が国発の破壊的イノベーションの創出を目指し、従来技術の延長にない、より大胆な発想に基づく挑戦的な研究開発及びこれに附帯する業務を実施するため、国立研究開発法人科学技術振興機構に基金を設置する。

(基金の業務)

第3条 基金は、革新的研究開発推進基金補助金交付要綱(平成31年3月13日文部科学大臣決定)第2条に規定される研究開発事業及びこれに附帯する業務に充てるものとする。

(基金の資金運用)

第4条 基金は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第47条に規定する金融機関への預金その他安全な方法により運用するものとする。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、基金の運用に関し必要な事項は、別に定める基金管理委員会の議を経て理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成31年3月27日から施行する。

(資料 3)

○国立研究開発法人科学技術振興機構に設置する基金の運用取扱規則

(令和 5 年 3 月 1 日令和 5 年規則第 9 号)

改正 令和 5 年 3 月 28 日令和 5 年規則第 18 号

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条・第 2 条)
- 第 2 章 基金の資金運用(第 3 条―第 13 条)
- 第 3 章 基金管理委員会(第 14 条―第 21 条)
- 附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規則は、国立研究開発法人科学技術振興機構法(平成 14 年法律第 158 号)第 25 条に基づき国立研究開発法人科学技術振興機構(以下「機構」という。)に設置された基金の運用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象となる基金)

第 2 条 この規則の対象となる基金は、次のとおりとする。

- (1) 革新的研究開発推進基金
 - (2) 創発的研究推進基金
 - (3) 経済安全保障重要技術育成基金
 - (4) 大学発新産業創出基金
 - (5) 先端国際共同研究推進基金
 - (6) 革新的 GX 技術創出事業基金
- 2 前項に定める基金のほか、新規に設置される基金について、基金の設置に先立ち、第 14 条の基金管理委員会において第 15 条第 2 号に定める事項を審議する必要があるときは、この規則を適用する。

第 2 章 基金の資金運用

(資金運用の原則)

第 3 条 基金の資金運用にあたっては、次の各号に留意しなければならない。

- (1) 安全性の確保を最優先とした資金運用に努めること。
 - (2) 資金運用は、事業の執行に支障のない範囲内で行うものとし、流動性の確保に努めること。
 - (3) 収益性の向上に努めること。
- 2 基金の資金運用に際しては、複数の金融機関の比較を行い、競争性の確保を図ることとする。

(資金運用方法)

第 4 条 基金の資金運用に当たっては、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成 20 年法律第 63 号)第 27 条の 2 第 3 項に規定する方法により行うものとする。

- 2 支払時期が 1 年を超えると見込まれる資金については、短期的な資金運用にこだわることなく、業務の執行に支障のない範囲で中長期的な資金運用を行うことができるものとする。

3 金融市場の競争原理を活用し、有利な条件の実現に努めることとする。

(取引相手の選定)

第5条 取引相手の選定方法については、複数の金融機関から引合書を徴収し、資金運用の原則に従い、安全性に十分配慮した上で資金運用利回りが最も高い金融機関を選定するものとする。

2 引合依頼先については、金融庁が指定する格付け機関のうち、2社以上において長期債務の評価がA以上である金融機関とする。

3 引合に際しては、金融機関に対して資金運用しようとする額、資金運用期間等を提示するものとする。

(債券の選定条件)

第6条 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第47条第1号に規定する債券については、金融庁が指定する格付け機関のうち、2社以上において長期債務の評価がA以上である発行体の債券とする。

(金融商品の満期保有)

第7条 満期設定のある金融商品は、原則としてその満期到来日又は償還期限まで保有するものとする。

(元本の保全)

第8条 金融商品の資金運用期間中に、預貯金の預入先又は保有債券の発行体(以下「資金運用先金融機関等」という。)が第4条第2項又は第5条に規定する基準を下回った場合には、専門家の意見を聴取しつつ、元本の保全について支障の有無を検討しなければならない。

2 前項の検討の結果、元本の保全に支障があると認められる場合には、金融機関及び預金種別等の変更又は解約等により、速やかに元本の保全に努めなければならない。

(資金運用責任者等)

第9条 資金運用責任者は、理事長とする。

2 資金運用業務は、経理部長が行うものとし、この業務に係る事務は、経理課長が行うものとする。

(基金の出納)

第10条 基金の出納業務は、会計規程(平成15年規程第13号)第6条第2項に規定する収入責任者及び第3項に規定する支出責任者の命令に基づき、同規程第6条第4項に規定する出納主任が行う。

(資金運用先の監視・情報収集)

第11条 経理課長は、資金運用先金融機関等の経営悪化の兆候を早期に察知するため、常に監視を行うとともに、資金運用先金融機関等の経営状況等について、定期的に情報収集を行うものとする。

(事故の報告)

第12条 基金の資金運用において事故が発生した場合は、経理部長は、直ちに理事長及び経理担当理事に報告しなければならない。

(資金運用実績の報告)

第13条 経理部長は、資金運用実績を定期的に、また必要に応じ、基金管理委員会に報告するものとする。

第3章 基金管理委員会

(設置)

第14条 基金の管理運営に関し、必要な事項を審議するため、組織規程(平成15年規程第2号)第7条に基づき、機構に基金管理委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(任務)

第15条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 基金の設置及び運用に係る諸規則に関する事項
- (2) 基金の取扱金融機関及び資金運用に関する事項
- (3) 基金の支出に関する重要事項
- (4) その他基金の資金運用に関する必要事項

(構成)

第16条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 理事長
- (2) 総括担当理事、総務担当理事及び経理担当理事
- (3) 経営企画部長、総務部長及び経理部長

(委員長)

第17条 委員会に委員長を置き、理事長をもってあてる。

2 委員長は、委員会を主宰する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代行する。

(委員会の開催)

第18条 委員長は、委員会を開催する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。

3 前項の規定にかかわらず、委員長が必要と認めたときは、書面又は電子メール等により委員会を開催することができる。ただし、重要な事項を審議する場合を除く。

4 委員長は、審議事項の内容について説明を求めるため審議対象基金の担当理事及び事業担当部室長を出席させることができる。

5 委員会において必要と認める場合には、委員長は、委員以外の専門的知識を有する者又は役職員等に出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

6 委員会の議事は出席(第3項に基づき書面又は電子メール等により委員会を開催する場合は、議事への参加表明をもって出席とみなす。)した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(監事の出席)

第19条 監事は、委員会に出席し、意見を述べることができる。

(事務局)

第20条 委員会の事務は、各基金の事業担当部室の協力を得て、経理部が担当する。

(その他)

第21条 この規則に定めるもののほか、委員会に関して必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 5 年 3 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行日前にした革新的研究開発推進基金管理委員会、創発的研究推進基金管理委員会及び経済安全保障重要技術育成基金管理委員会の審議その他の権限の行使は、当該権限の行使がされた日に、基金管理委員会がこの規則の相当規定に基づいてした権限の行使とみなす。
- 3 この規則の施行日前にした契約、手続きその他の行為は、当該行為がされた日に、この規則及び関連例規の相当規定に基づいてした契約、手続きその他の行為とみなす。

附 則(令和 5 年 3 月 28 日令和 5 年規則第 18 号)

この規則は、令和 5 年 3 月 28 日から施行する。ただし、第 2 条第 1 項第 4 号の次に 2 号を加える改正規定は、令和 5 年 3 月 30 日から施行する。

参 照 条 文 等

○科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成 20 年法律第 63 号）（抄）

（基金）

第 27 条の 2 公募型研究開発に係る業務を行う研究開発法人のうち別表第二に掲げるもの（次条第一項において「資金配分機関」という。）は、独立行政法人通則法第一条第一項に規定する個別法（第三十四条の六第一項及び第四十八条第一項において単に「個別法」という。）の定めるところにより、特定公募型研究開発業務（公募型研究開発に係る業務であって次の各号のいずれにも該当するもの及びこれに附随する業務をいう。）に要する費用に充てるための基金（以下単に「基金」という。）を設けることができる。

一 将来における我が国の経済社会の発展の基盤となる先端的な研究開発等又は革新的な技術の創出のための研究開発等に係る業務であって特に先進的で緊要なもの

二 複数年度にわたる業務であって、各年度の所要額をあらかじめ見込み難く、弾力的な支出が必要であることその他の特段の事情があり、あらかじめ当該複数年度にわたる財源を確保しておくことがその安定的かつ効率的な実施に必要であると認められるもの

2 基金の運用によって生じた利子その他の収入金は、当該基金に充てるものとする。

3 独立行政法人通則法第四十七条及び第六十七条（第七号に係る部分に限る。）の規定は、基金の運用について準用する。この場合において、同法第四十七条第三号中「金銭信託」とあるのは、「金銭信託で元本補填の契約があるもの」と読み替えるものとする。

（国会への報告等）

第 27 条の 3 資金配分機関は、基金を設けたときは、毎事業年度、当該基金に係る業務に関する報告書を作成し、当該事業年度の終了後六月以内に主務大臣に提出しなければならない。

2 主務大臣は、前項の報告書の提出を受けたときは、これに意見を付けて、国会に報告しなければならない。

○国立研究開発法人科学技術振興機構法（平成 14 年法律第 158 号）（抄）

（基金の設置等）

第 25 条 機構は、文部科学大臣が通則法第三十五条の四第一項に規定する中長期目標において第二十三条各号に掲げる業務のうち科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二十七条の二第一項に規定する特定公募型研究開発業務として行うものに関する事項を定めた場合には、同項に規定する基金（次項及び第三十一条第三項において「基金」という。）を設け、次項の規定により交付を受けた補助金をもってこれに充てるものとする。

2 政府は、予算の範囲内において、機構に対し、基金に充てる資金を補助することができる。

○独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）（抄）

（余裕金の運用）

第四十七条 独立行政法人は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

- 一 国債、地方債、政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）その他主務大臣の指定する有価証券の取得
- 二 銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預金
- 三 信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。）への金銭信託

○業務方法書（文部科学大臣認可 平成 15 年 10 月 1 日）

（特定公募型研究開発業務）

第 51 条 機構は、国から交付される補助金により設けられた基金により、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成 20 年法律第 63 号）第 27 条の 2 第 1 項に規定する特定公募型研究開発業務を行うものとする。

2 業務の実施に必要な事項については、別に定めるところによる。

○国立研究開発法人科学技術振興機構が達成すべき業務運営に関する目標（中長期目標）〔第 5 期〕（文部科学大臣決定 令和 4 年 2 月 28 日）

2. 2. ムーンショット型研究開発の推進

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成 20 年法律第 63 号）第 27 条の 2 第 1 項に基づき、国から交付される補助金により基金を設け、同項に規定する特定公募型研究開発業務として、総合科学技術・イノベーション会議が決定する目標の下、国内外からトップ研究者の英知を結集し、従来技術の延長にない、より大胆な発想に基づく挑戦的な研究開発（ムーンショット）を推進する。研究開発の推進においては、ポートフォリオ（プロジェクトの構成や資金配分等）を柔軟に見直しつつ、ムーンショット目標の達成に向けた研究開発構想の実現を目指す。